

神戸市児童福祉施設一時保護児童委託費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市こども家庭センター所長から、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第33条第2項に規定する委託を受け、児童の一時保護を実施している民間児童養護施設及び乳児院（以下「施設」という。）に対して、一時保護児童委託費（以下「委託費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(委託費の対象)

第2条 この要綱による委託費の支給の対象となる施設は、市長が法の規定に基づき設置の認可をした施設で、神戸市こども家庭センター所長から児童の一時保護委託を受けた施設とする。

(委託費の額)

第3条 委託費の額は、委託児童1人につき日額1,970円とし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に規定する、一時保護される児童の一般生活費と合わせて支給する。

(委託費の請求)

第4条 児童の一時保護委託を受けた施設を経営する社会福祉法人は、その児童の一時保護委託期間により算定した額を、一時保護委託期間が終了し次第、一時保護児童委託費請求書（様式第1号）により請求するものとする。

(委託費の支給)

第5条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、内容審査のうえ、本要綱における支給要件に適合すると認めるときに、委託費を支給するものとする。

(調査報告)

第6条 市長は、委託費の支給を受けたものに対して、その費用の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、または報告を求めることができる。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年8月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。